



三重県公報

平成29年3月28日(火)

号 外

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	条 例		
1	三重県情報公開・個人情報保護審査会条例	(情報公開課)	8
2	伊勢志摩サミット基金条例	(サミット総務課)	12
3	三重県情報公開条例の一部を改正する条例	(情報公開課)	13
4	三重県個人情報保護条例の一部を改正する条例	(同)	15
5	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	(戦略企画総務課)	18
6	三重県職員定数条例の一部を改正する条例	(総務課)	19
7	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	20
8	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(同)	23
9	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	(同)	24
10	職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	(同)	26
11	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	(同)	27
12	三重県特別会計条例の一部を改正する条例	(発達支援体制推進プロジェクトチーム)	29
13	三重県安心こども基金条例の一部を改正する条例	(子育て支援課)	30
14	三重県手数料条例の一部を改正する条例	(建築開発課)	31
15	三重県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例	(畜産課)	37
16	三重県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例	(道路管理課)	38
17	三重県県税条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例	(税務企画課)	39
18	三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(子育て支援課)	44
19	三重県がん対策推進条例の一部を改正する条例	(健康づくり課)	45
20	三重県特定非営利活動促進法施行条例及び地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例の一部を改正する条例	(男女共同参画・NPO課)	46
21	三重県都市公園条例の一部を改正する条例	(国体準備課)	48
22	三重県流域下水道条例の一部を改正する条例	(下水道課)	53
23	三重県営住宅条例の一部を改正する条例	(住宅課)	54
24	公立学校職員定数条例の一部を改正する条例	(教育委員会)	56
25	三重県教育職員特別免許状授与審査委員の設置に関する条例の一部を改正する条例	(同)	57
26	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(同)	58
27	公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	(同)	61
28	三重県立高等学校条例の一部を改正する条例	(同)	63
29	旧三重県立幼稚園教員養成所条例の一部を改正する条例	(同)	64
30	三重県総合博物館条例の一部を改正する条例	(同)	65
31	三重県立美術館条例の一部を改正する条例	(同)	69
32	三重県営ライフル射撃場条例の一部を改正する条例	(国体準備課)	73
33	三重県立熊野少年自然の家条例等の一部を改正する条例	(教育委員会)	74

34	三重県総合文化センター条例の一部を改正する条例	(文化振興課)	75
35	三重県病院事業条例の一部を改正する条例	(病院事業庁)	77
36	企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	(企業庁)	78
37	三重県病院事業庁助産師及び看護師修学資金返還免除に関する条例等の一部を改正する条例	(病院事業庁)	79
38	病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	(同)	80
39	三重県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部)	81
40	三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例	(同)	82
41	三重県防災会議に関する条例の一部を改正する条例	(防災企画・地域支援課)	83
42	三重県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例を廃止する等の条例	(エネルギー政策・ICT活用課)	84
43	三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	(障がい福祉課)	85
44	知事等の給与の特例に関する条例	(人事課)	86
45	三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例	(県議会)	90

公布された条例のあらまし

- ◎ 三重県情報公開・個人情報保護審査会条例（条例第1号）
 - 1 三重県情報公開審査会及び三重県個人情報保護審査会の効率的、効果的な運営を図るため両審査会を統合し、三重県情報公開・個人情報保護審査会を設置することとしました。
 - 2 この条例は、平成29年6月1日から施行することとしました。
- ◎ 伊勢志摩サミット基金条例（条例第2号）
 - 1 伊勢志摩サミットの成果を三重の未来に生かすための事業に要する経費の財源に充てるため、伊勢志摩サミット基金を設置することとしました。
 - 2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 三重県情報公開条例の一部を改正する条例（条例第3号）
 - 1 三重県情報公開・個人情報保護審査会の設置等に鑑み、規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成29年6月1日（一部公布の日及び行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行の日）から施行することとしました。
- ◎ 三重県個人情報保護条例の一部を改正する条例（条例第4号）
 - 1 三重県情報公開・個人情報保護審査会の設置等に鑑み、規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成29年6月1日（一部公布の日、平成29年5月30日及び行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行の日）から施行することとしました。
- ◎ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（条例第5号）
 - 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定を整理することとしました。
 - 2 この条例は、平成29年5月30日から施行することとしました。
- ◎ 三重県職員定数条例の一部を改正する条例（条例第6号）
 - 1 平成29年度の職員定数の見直しに伴い、知事の事務部局等の職員の定数の改正を行うこととしました。
 - 2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第7号）
 - 1 人事委員会の議会及び知事に対する平成28年10月14日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、一般職に属する職員の扶養手当に係る支給額の改正等を行うこととしました。
 - 2 この条例は、平成29年4月1日（一部三重県立子ども心身発達医療センター条例の施行の日及び平成29年10月1日）から施行することとしました。
- ◎ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第8号）
 - 1 三重県立子ども心身発達医療センターの設置等に鑑み、職員の特殊勤務手当についての規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、三重県立子ども心身発達医療センター条例の施行の日（一部公布の日）から施行することとしました。

- ◎ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（条例第9号）
- 1 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に鑑み、介護休暇制度等について規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（条例第10号）
- 1 三重県立子ども心身発達医療センターの設置等に鑑み、職員の定年についての規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、三重県立子ども心身発達医療センター条例の施行の日から施行することとしました。
- ◎ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（条例第11号）
- 1 地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に鑑み、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大等について規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 三重県特別会計条例の一部を改正する条例（条例第12号）
- 1 三重県立子ども心身発達医療センターの設置等に鑑み、当該センターの健全な運営とその経理の適正を図るため、三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計を設置等することとしました。
 - 2 この条例は、平成29年4月1日及び平成30年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 三重県安心こども基金条例の一部を改正する条例（条例第13号）
- 1 三重県安心こども基金の設置の目的を達成するための一部の事業の実施期間の延長に鑑み、規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 三重県手数料条例の一部を改正する条例（条例第14号）
- 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定等に鑑み、手数料についての規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 三重県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例（条例第15号）
- 1 牛海綿状脳症検査に使用する検査キットの販売価格の改定に鑑み、手数料の規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 三重県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例（条例第16号）
- 1 ガス事業法の一部改正に伴い、規定を整理することとしました。
 - 2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 三重県県税条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例（条例第17号）
- 1 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正等に鑑み、県民税、事業税、地方消費税、自動車取得税及び自動車税についての規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日（一部平成31年10月1日）から施行することとしました。

- ◎ 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第 18 号）
 - 1 児童福祉法の一部改正に伴い、規定を整理することとしました。
 - 2 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県がん対策推進条例の一部を改正する条例（条例第 19 号）
 - 1 がん対策基本法の一部改正に伴い、規定を整理することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 三重県特定非営利活動促進法施行条例及び地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第 20 号）
 - 1 特定非営利活動促進法の一部改正に鑑み、規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県都市公園条例の一部を改正する条例（条例第 21 号）
 - 1 三重県営総合競技場の施設整備に鑑み、使用料の規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、規則で定める日（一部公布の日）から施行することとしました。
- ◎ 三重県流域下水道条例の一部を改正する条例（条例第 22 号）
 - 1 中勢沿岸流域下水道に志登茂川処理区を加えるとともに、使用料に関する規定を整理することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 三重県営住宅条例の一部を改正する条例（条例第 23 号）
 - 1 特定公共賃貸住宅としての用途を廃止した住宅を、公営住宅と同様に低額所得者に賃貸することができるよう、県営住宅の管理についての規定等を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例（条例第 24 号）
 - 1 平成 29 年度における公立学校の児童生徒数の増減による教職員定数の変動等に伴い、公立学校職員の定数等の改正を行うこととしました。
 - 2 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の設置に関する条例の一部を改正する条例（条例第 25 号）
 - 1 教育職員免許法施行規則の一部改正に鑑み、三重県教育職員特別免許状授与審査委員の規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第 26 号）
 - 1 人事委員会の議会及び知事に対する平成 28 年 10 月 14 日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、公立学校職員の扶養手当に係る支給額の改正等を行うこととしました。
 - 2 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日（一部平成 29 年 10 月 1 日）から施行することとしました。
- ◎ 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（条例第 27 号）
 - 1 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に鑑み、介護休暇制度等について規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとしました。

- ◎ 三重県立高等学校条例の一部を改正する条例（条例第 28 号）
 - 1 受益者負担の適正化を図るため、手数料の規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 旧三重県立幼稚園教員養成所条例の一部を改正する条例（条例第 29 号）
 - 1 受益者負担の適正化を図るため、手数料の規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県総合博物館条例の一部を改正する条例（条例第 30 号）
 - 1 三重県総合博物館の管理の一部を指定管理者に行わせるため、規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日（一部公布の日）から施行することとしました。
- ◎ 三重県立美術館条例の一部を改正する条例（条例第 31 号）
 - 1 三重県立美術館の管理の一部を指定管理者に行わせるため、規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日（一部公布の日）から施行することとしました。
- ◎ 三重県営ライフル射撃場条例の一部を改正する条例（条例第 32 号）
 - 1 三重県営ライフル射撃場の施設整備に鑑み、利用に係る料金の規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成 29 年 12 月 1 日（一部公布の日）から施行することとしました。
- ◎ 三重県立熊野少年自然の家条例等の一部を改正する条例（条例第 33 号）
 - 1 義務教育学校及び中等教育学校が三重県内に設置されることに伴い、関係条例の規定を整理することとしました。
 - 2 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県総合文化センター条例の一部を改正する条例（条例第 34 号）
 - 1 三重県立図書館の管理の一部を指定管理者に行わせ、また三重県総合文化センターの利便性の向上を図るため、規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日（一部公布の日及び平成 29 年 10 月 1 日）から施行することとしました。
- ◎ 三重県病院事業条例の一部を改正する条例（条例第 35 号）
 - 1 三重県立志摩病院における地域包括ケア病棟の療養環境を改善するための施設改修に伴い、一般病床数を改定することとしました。
 - 2 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第 36 号）
 - 1 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に鑑み、給与の減額についての規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県病院事業庁助産師及び看護師修学資金返還免除に関する条例等の一部を改正する条例（条例第 37 号）
 - 1 三重県立子ども心身発達医療センターの設置等に鑑み、修学資金の返還免除についての規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、三重県立子ども心身発達医療センター条例の施行の日から施行することとしました。

- ◎ 病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第 38 号）
- 1 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に鑑み、給与の減額についての規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例（条例第 39 号）
- 1 近年の犯罪情勢の変化等に伴い、生活安全部から地域部門を独立させ、専門性及び機能性の高い組織を編成するとともに、指揮及び指導體制の強化を図ることとしました。
 - 2 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例（条例第 40 号）
- 1 厳しさを増す治安情勢に的確に対処するため、警察職員の定員の改正を行うこととしました。
 - 2 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県防災会議に関する条例の一部を改正する条例（条例第 41 号）
- 1 災害対策基本法第 2 条第 5 号に規定する指定公共機関のうち、通信分野等の法人から委員を任命するため、委員の定数を改定することとしました。
 - 2 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例を廃止する等の条例（条例第 42 号）
- 1 国の交付金の活用方法の変更に伴い、三重県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例を廃止するとともに、三重県発電用施設周辺地域振興基金条例の規定を整理することとしました。
 - 2 この条例は、平成 29 年 4 月 3 日（一部公布の日）から施行することとしました。
- ◎ 三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第 43 号）
- 1 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 知事等の給与の特例に関する条例（条例第 44 号）
- 1 県の厳しい財政状況を考慮し、知事等の給与を特例的に減ずることとしました。
 - 2 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（条例第 45 号）
- 1 議会経費の縮減のため、議会における会派に係る政務活動費の一部を減額する所要の改正を行うこととしました。
 - 2 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとしました。

条 例

三重県情報公開・個人情報保護審査会条例をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第一号

三重県情報公開・個人情報保護審査会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、三重県情報公開・個人情報保護審査会の設置、組織及び調査審議の
手続等について定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに
よる。

- 一 諮問庁 三重県情報公開条例（平成十一年三重県条例第四十二号。以下「情報公開
条例」という。）第二条第一項に規定する実施機関のうち、同条例第二十一条第一項
若しくは第二十三条第一項の規定により諮問したもの又は三重県個人情報保護条例
（平成十四年三重県条例第一号。以下「個人情報保護条例」という。）第二条第二号
に規定する実施機関のうち、同条例第四十三条第一項若しくは第四十五条第一項の規
定により諮問したものをいう。
- 二 公文書 情報公開条例第十三条第一項に規定する開示決定等に係る公文書（同条例
第二条第二項に規定する公文書をいう。）をいう。
- 三 保有個人情報 個人情報保護条例第二十一条第一項に規定する開示決定等、同条例
第三十四条第一項に規定する訂正決定等又は同条例第四十一条第一項に規定する利用
停止決定等に係る保有個人情報（同条例第二条第四号に規定する保有個人情報をい
う。）をいう。

(設置等)

第三条 諮問庁による諮問に応じ、審査請求についての調査審議及び個人情報保護条例そ
の他の条例によりその権限に属させられた事項を行うため、三重県情報公開・個人情報
保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、前項のほか、個人情報保護条例第二条第二号に規定する実施機関から諮問
があつたときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十七条第一項に規定する特定個人情報保護評
価に関する事項を調査審議する。
- 3 審査会は、前二項のほか、情報公開及び個人情報の保護に関する重要な事項について
調査審議し、情報公開条例第二条第一項に規定する実施機関又は個人情報保護条例第二
条第二号に規定する実施機関に意見を述べることができる。
- 4 審査会は、前三項のほか、情報公開条例第三十一条第一項に規定する出資法人等若し
くは個人情報保護条例第四十八条第一項に規定する出資法人等（以下この項において「出
資法人等」と総称する。）又は情報公開条例第三十二条第一項に規定する指定管理者か
ら諮問があつたときは、当該出資法人等又は当該指定管理者の情報公開又は個人情報の
保護について必要な意見を述べることができる。

(組織)

第四条 審査会は、委員八人以内で組織する。

- 2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- 3 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審査会に、委員のほか、専門委員を置くことができる。

(合議体)

第五条 審査会は、委員のうちから審査会が指名する者四人をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件等について調査審議する。

- 2 前項の合議体の決定をもって、審査会の決定とする。
- 3 前二項の規定にかかわらず、審査会は、必要があると認めるときは、委員の全員をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件等について調査審議する。

(委員及び専門委員)

第六条 委員は、優れた識見を有する者の中から、知事が任命する。

- 2 委員の任期は二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 専門委員は、専門の事項に関し学識経験を有する者の中から、知事が任命する。
- 5 専門委員の任期は、当該専門の事項に関する調査審議に必要な期間とし、知事がその都度定める。
- 6 知事は、委員若しくは専門委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認めるとき、又は委員若しくは専門委員に職務上の義務違反その他委員若しくは専門委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員又は専門委員を罷免することができる。
- 7 委員及び専門委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏の立場で、調査審議をしなければならない。
- 8 委員及び専門委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第七条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員等の回避)

第八条 委員及び専門委員は、調査審議の公正を妨げるべき事情があると判断するときには、会長の許可を得て、回避することができる。

- 2 会長は、自己に調査審議の公正を妨げるべき事情があると判断するときには、前条第二項の規定により会長の職務を代理する者の許可を得て、回避することができる。

(答申)

第九条 審査請求に係る諮問があつたときは、審査会は、諮問があつた日から起算して六

十日以内に答申するよう努めなければならない。

(第三者からの審査請求があつた場合の答申)

第十条 審査会は、情報公開条例第十三条第一項又は個人情報保護条例第二十一条第一項に規定する開示決定等に対する第三者（当該開示決定等に係る情報公開条例第十七条第一項又は個人情報保護条例第二十五条第一項に規定する第三者をいう。）からの審査請求に係る諮問があつたときは、他の事件に優先して調査審議し、早期の答申に努めなければならない。

(審査会の調査権限)

第十一条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第十二条 審査会は、審査請求人等から申立てがあつたときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

(意見書等の提出等)

第十三条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

2 審査会は、審査請求人等から意見書又は資料が提出されたときは、審査請求人等（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）にその旨を通知するよう努めるものとする。

(委員等による調査手続)

第十四条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員及び専門委員に、第十一条第一項の規定により提示された公文書若しくは保有個人情報を閲覧させ、同条第四項の規定による調査をさせ、又は第十二条第一項の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧等)

第十五条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は複写を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するお

それがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は複写を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧又は複写について、日時及び場所を指定することができる。

3 第一項の規定による複写を求める審査請求人又は参加人は、当該複写に要する費用を負担しなければならない。

(調査審議手続の非公開)

第十六条 審査会の行い審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第十七条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委任)

第十八条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第十九条 第六条第八項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に三重県情報公開条例の一部を改正する条例(平成二十九年三重県条例第三号)の規定による改正前の情報公開条例第二十五条第一項に規定する三重県情報公開審査会又は三重県個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成二十九年三重県条例第四号)の規定による改正前の個人情報保護条例第四十九条第一項に規定する三重県個人情報保護審査会にされた諮問で、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がなされていないものは、審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について三重県情報公開審査会又は三重県個人情報保護審査会がした調査審議の手続は、審査会がした調査審議の手続とみなす。

(本人確認情報の保護に関する審議会に関する条例の一部改正)

3 本人確認情報の保護に関する審議会に関する条例(平成十四年三重県条例第二号)第二条の見出し中「三重県個人情報保護審査会」を「三重県情報公開・個人情報保護審査会」に改め、同条中「三重県個人情報保護条例(平成十四年三重県条例第一号)第四十九条第一項」を「三重県情報公開・個人情報保護審査会条例(平成二十九年三重県条例第一号)第三条第一項」に、「三重県個人情報保護審査会」を「三重県情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

伊勢志摩サミット基金条例をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第二号

伊勢志摩サミット基金条例

(設置)

第一条 平成二十八年五月二十六日及び同月二十七日に開催された伊勢志摩サミットの成果を三重の未来に生かすための事業に要する経費の財源に充てるため、伊勢志摩サミット基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金には、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定める額を積み立てる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限って、予算の定めるところにより処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

三重県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第三号

三重県情報公開条例の一部を改正する条例

第一条 三重県情報公開条例（平成十一年三重県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「であつて」の下に「、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。第九条第二項において同じ。）により」を加え、「、個人」を「（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの又は個人」に、「又はその」を「若しくはその」に改める。

第十七条第一項中「第二十一条第二項」を「第二十一条第三項」に改める。

第三十七条第三項中「審査請求人等」を「審査請求人又は参加人」に改める。

第二条 三重県情報公開条例の一部を次のように改正する。

「第二節 審査請求（第二十条の二―第二十四条）

目次中 第三節 三重県情報公開審査会（第二十五条―第三十二条）を「第二節 第四節 審査会の調査審議の手續（第三十三条―第四十条）」

審査請求（第二十条の二―第二十四条）」に、「第四十一条―第四十三条」を「第二十五条―第二十七条」に、「第四十四条―第五十条」を「第二十八条―第三十四条」に改める。

第十七条第一項中「この条、第二十一条第三項、第二十二條、第二十四条及び第三十二条において」を削る。

第二十条の三中「三重県情報公開審査会」を「三重県情報公開・個人情報保護審査会条例（平成二十九年三重県条例第一号）第三条第一項に規定する三重県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）」に改める。

第二十一条第一項及び第三項並びに第二十三条第一項中「三重県情報公開審査会」を「審査会」に改める。

第二章第三節及び第四節を削る。

第三章中第四十一条を第二十五条とし、第四十二条を第二十六条とし、第四十三条を第二十七条とする。

第四章中第四十四条を第二十八条とし、第四十五条から第四十七条までを十六条ずつ繰り上げ、第四十七条の二を第三十二条とし、第四十八条を第三十三条とし、第四十九条を第三十四条とし、第五十条を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十九年六月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中三重県情報公開条例第十七条第一項及び第三十七条第三項の改正規定 公布の日

二 第一条中三重県情報公開条例第七条第二号の改正規定 行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第五十一号）の施行の日

（経過措置）

2 三重県情報公開審査会の委員であつた者に係るその職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。

3 第二条の規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

三重県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第四号

三重県個人情報保護条例の一部を改正する条例

第一条 三重県個人情報保護条例（平成十四年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を「次に掲げるもの」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式をいう。以下同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第三項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

ロ 個人識別符号が含まれるもの

第二条第七号中「第二項」の下に「（これらの規定を番号法第二十六条において準用する場合を含む。）」を加え、同条に次の一号を加える。

八 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被つた事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報をいう。

第六条第一項中「記述」を「記述等」に、「個人別に付された番号、記号その他の符号」を「個人識別符号」に改める。

第七条第二項第七号中「次条において」を「以下」に改め、同条第三項中「思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」を「要配慮個人情報（病歴、犯罪により害を被つた事実その他実施機関が別に定める情報を除く。）」に改める。

第九条第二号中「国又は他の都道府県」及び「国、他の都道府県」を「公的機関」に改める。

第十六条第二号中「含む。」の下に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第十七条第二項中「記述等」の下に「及び個人識別符号」を加える。

第二十六条第五項第三号中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。第二十九条及び第七十条において同

じ。)」を削る。

第三十三條第五項中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の下に「又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を、「第二項」の下に「(これらの規定を番号法第二十六條において準用する場合を含む。)」を加える。

第三十七條第一項第一号中「第二十八條」を「第二十九條」に改める。

第四十九條第二項中「第二十六條第一項」を「第二十七條第一項」に改める。

第六十條第三項中「審査請求人等」を「審査請求人又は参加人」に改める。

第二條 三重県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

「第四章 三重県個人情報保護審査会(第四十九條―第六十三條)

目次中 第五章 雑則(第六十四條―第六十七條) を「

第六章 罰則(第六十八條―第七十三條) 」

第四章 雑則(第四十九條―第五十二條)

第五章 罰則(第五十三條―第五十七條) 」に改める。

第六條第一項第八号中「第六十八條」を「第五十三條」に改め、同條第四項第四号中「三重県個人情報保護審査会」を「三重県情報公開・個人情報保護審査会条例(平成二十九年三重県条例第一号)第三條第一項に規定する三重県情報公開・個人情報保護審査会」に改め、「この節において」を削る。

第二十五條第一項中「、第四十六條及び第五十五條」を「及び第四十六條」に改める。

第四十二條の三、第四十三條第一項及び第三項並びに第四十五條第一項中「三重県個人情報保護審査会」を「審査会」に改める。

第四章を削る。

第五章中第六十四條を第四十九條とし、第六十五條から第六十七條までを十五條ずつ繰り上げ、同章を第四章とする。

第六章中第六十八條を第五十三條とする。

第六十九條を第五十四條とし、第七十條を第五十五條とし、第七十一條を削り、第七十二條中「第六十八條」を「第五十三條」に、「第六十九條」を「第五十四條」に改め、同條を第五十六條とし、第七十三條を第五十七條とする。

第六章を第五章とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年六月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一條中三重県個人情報保護条例第七條第二項第七号、第九條第二号及び第六十條第三項の改正規定 公布の日

二 第一條中三重県個人情報保護条例第二條第七号、第三十三條第五項、第三十七條第一項第一号及び第四十九條第二項の改正規定 平成二十九年五月三十日

三 第一條中三重県個人情報保護条例第二條第一号及び第八号並びに第六條第一項、第七條第三項、第十六條第二号、第十七條第二項及び第二十六條第五項第三号の改正規定 行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出

並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第五十一号）の施行の日

（経過措置）

- 2 三重県個人情報保護審査会の委員又は専門委員であつた者に係るその職務上知ることができた秘密を漏らしてはいけない義務については、なお従前の例による。
- 3 第二条の規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成二十七年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第五条第一項中「第十九条第九号」を「第十九条第十号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年五月三十日から施行する。

三重県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第六号

三重県職員定数条例の一部を改正する条例

三重県職員定数条例（昭和二十四年三重県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「四、三六四人」を「四、三四六人」に改め、同条第三号中「二七〇人」を「二七六人」に改め、同条第九号中「一九八人」を「一九六人」に改め、同条第十号中「三〇〇人」を「二九九人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第七号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次項第一号及び第三号から第七号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては、支給しない。

第十二条第二項第二号中「及び孫」を削り、同項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

第十二条第三項を次のように改める。

- 3 扶養手当の月額、前項第一号及び第三号から第七号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき六千五百円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、三千五百円）、同項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については一人につき一万円とする。

第十七条の三第一項を次のように改める。

次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第一号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十二年以内の期間、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日から一年を経過することによりその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

- 一 医師又は歯科医師の資格を有する職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額三十六万八千円
- 二 獣医師の資格を有する職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額三万円

附則に次の三項を加える。

（新たに給料表の適用を受けることとなつた職員に関する経過措置）

- 24 平成二十九年十月一日（以下この項から附則第二十六項までにおいて「給料表適用日」という。）に新たに行政職給料表の適用を受けることとなつた職員（給料表適用日の前日において、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例又は県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受けていた者に限る。次項及び附則第二十六項において同じ。）で、その者の受ける給料月額が給料表適用日の前日において受

けていた給料月額に相当する額に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

25 給料表適用日に新たに行政職給料表の適用を受けることとなった職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

26 給料表適用日の翌日以後に新たに行政職給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

別表第五への表六級の項中「総看護師長」を「看護部長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、別表第五への表六級の項の改正規定は三重県立子ども心身発達医療センター条例（平成二十八年三重県条例第四号）の施行の日から、附則に三項を加える改正規定は平成二十九年十月一日から施行する。

（平成三十二年三月三十一日までの間における扶養手当に関する特例）

2 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）第十二条第一項ただし書の規定は適用せず、新条例第十二条第三項の規定の適用については、同項中「前項第一号及び第三号から第七号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき六千五百円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、三千五百円）」とあるのは「前項第一号に該当する扶養親族については一万円」と、「一万円」とあるのは「八千円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち一人については一万円）、同項第三号から第七号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき六千五百円（職員に配偶者及び扶養親族である子がない場合にあつては、そのうち一人については九千円）」とする。

3 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間は、新条例第十二条第一項ただし書の規定は適用せず、新条例第十二条第三項の規定の適用については、同項中「六千五百円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、三千五百円）」とあるのは「六千五百円」とする。

4 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、新条例第十二条第一項ただし書の規定は適用せず、新条例第十二条第三項の規定の適用については、同項中「八級」とあるのは「八级以上」とする。

（人事委員会規則への委任）

- 5 前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第八号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和四十一年三重県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第六号中「草の実りハビリテーションセンター」を「子ども心身発達医療センター」に改め、同項第七号中「保健所、小児心療センターあすなろ学園等」を「保健所等」に改める。

第八条第一項第一号中「小児心療センターあすなろ学園又は草の実りハビリテーションセンター」を「子ども心身発達医療センター」に改め、同項第二号中「小児心療センターあすなろ学園又は草の実りハビリテーションセンター」を「子ども心身発達医療センター」に、「第六条第一項第五号」を「第六条第一項第四号」に改める。

附 則

この条例は、三重県立子ども心身発達医療センター条例（平成二十八年三重県条例第四号）の施行の日から施行する。ただし、第八条第一項第二号の改正規定（「第六条第一項第五号」を「第六条第一項第四号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第九号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「の子」の下に「（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項及び次項並びに次条において同じ。）」を、「この項の下に「及び第三項」を加え、同条第二項中「次条」を「第四項及び次条」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 任命権者は、第十六条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

第九条第四項中「前三項」を「前四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 任命権者は、要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、一月について二十四時間、一年について百五十時間を超えて、第八条第二項に規定する勤務をさせてはならない。

第九条の二の見出し中「育児」の下に「又は介護」を加え、同条に次の一項を加える。

2 任命権者は、要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、第八条第二項に規定する勤務をさせてはならない。

第十二条中「介護休暇」の下に「、介護時間」を加える。

第十六条第一項中「するため、」の下に「任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（次項及び次条第一項において「指定期間」という。）内において」を加え、同条第二項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する六月の期間」を「指定期間」に改める。

第十六条の二第三項中「前条第三項」を「第十六条第三項」に改め、同条を第十六条の三とし、第十六条の次に次の一条を加える。

(介護時間)

第十六条の二 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の期間は、前項に規定する期間内において一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる期間とする。

3 前条第三項の規定は、介護時間について準用する。

第十七条中「介護休暇」の下に「、介護時間」を加える。

附 則

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 この条例による改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第十六条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であつて、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下「初日」という。）から起算して六月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第十六条第一項に規定する指定期間については、任命権者は、人事委員会規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して六月を経過するまでの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第十号

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三重県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「総合保健センター」を削り、「草の実りハビリテーションセンター」を「子ども心身発達医療センター」に改める。

附 則

この条例は、三重県立子ども心身発達医療センター条例（平成二十八年三重県条例第四号）の施行の日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第十一号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、第二条の二」を「から第二条の三まで」に改める。

第二条第三号イ(2)を次のように改める。

- (2) その養育する子（育児休業法第二条第一項に規定する子をいう。以下同じ。）が一歳六箇月に達する日（第二条の三第三号において「一歳六箇月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定の職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第二条第三号ロ中「次条第三号」を「第二条の三第三号」に、「子の一歳到達日」を「子が一歳に達する日（以下この号及び第二条の三において「一歳到達日」という。）」に改める。

第二条の三を第二条の四とする。

第二条の二第三号中「当該子が一歳六箇月に達する日」を「当該子の一歳六箇月到達日」に改め、同条を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を加える。

（育児休業法第二条第一項の条例で定める者）

第二条の二 育児休業法第二条第一項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の四第一号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている当該児童とする。

第三条第一号を次のように改める。

- 一 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。
 - イ 死亡した場合
 - ロ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第三条中第七号を第八号とし、同条第六号中「第二条の二第三号」を「第二条の三第三号」に改め、同号を同条第七号とし、同条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

- 一 育児休業をしている職員が第五条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。
 - イ 前号イ又はロに掲げる場合

ロ 民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除された場合

第十一条第一号を次のように改める。

一 育児短時間勤務（育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）が、産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第三条第一号イ又はロに掲げる場合に該当することとなったこと。

第十一条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 育児短時間勤務職員が、第十四条第一号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第三条第二号イ又はロに掲げる場合に該当することとなったこと。

第十八条の表及び第二十四条の表中「第八条第四項」を「第八条第三項」に改める。

第二十八条第二項中「又は」を「若しくは」に、「保育の時間を承認されている」を「保育の時間又は勤務時間条例第十六条の二若しくは公立学校職員勤務時間条例第十六条の二の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該保育の時間」の下に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加え、同条第三項中「を請求した場合」を「又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十一条第三十二項において読み替えて準用する同条第二十九項の規定による介護をするための時間（以下この項において「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合」に、「を請求した時間」を「又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

三重県特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第十二号

三重県特別会計条例の一部を改正する条例

第一条 三重県特別会計条例（昭和三十九年三重県条例第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三重県立小児心療センターあすなる学園事業特別会計の項の次に次のように加える。

三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計	三重県立子ども心身発達医療センターの健全な運営とその経理の適正を図る。
-------------------------	-------------------------------------

別表第二の三重県立小児心療センターあすなる学園事業特別会計の項の次に次のように加える。

三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計	1 診療及び福祉サービスに伴う収入	1 診療及び福祉サービス並びに療育に伴う事業費及び人件費
	2 措置費及び国庫補助金	2 借入金の償還金及び
	3 一般会計からの繰入金	利子
	4 繰越金	3 その他の諸支出
	5 借入金	
	6 付属諸収入	

第一条 三重県特別会計条例の一部を次のように改正する。

別表第一の三重県立小児心療センターあすなる学園事業特別会計の項を削る。

別表第二の三重県立小児心療センターあすなる学園事業特別会計の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び次項の規定 平成二十九年四月一日

二 第二条並びに附則第三項及び第四項の規定 平成三十年四月一日

（経過措置）

2 第一条の規定の施行の際一般会計に係る権利及び義務で三重県立子ども心身発達医療センター整備事業に係るものについては、三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計（以下「センター特別会計」という。）が承継するものとする。

3 三重県立小児心療センターあすなる学園事業特別会計（以下「あすなる特別会計」という。）の平成二十九年度分の収入、支出及び決算については、なお従前の例による。

4 平成二十九年度の出納完結の際あすなる特別会計に係る権利及び義務は、センター特別会計が承継するものとする。

三重県安心子ども基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第十三号

三重県安心子ども基金条例の一部を改正する条例

三重県安心子ども基金条例（平成二十一年三重県条例第四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附則第三項中「平成三十年六月三十日」を「平成三十一年六月三十日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第十四号

三重県手数料条例の一部を改正する条例

三重県手数料条例（平成十二年三重県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「別表第二十四」を「別表第二十七」に改める。

別表第一第四十一号の七の項中「一万八千四百円」を「二万二百万円」に改め、同表第四十一号の十の項中「一万八千四百円」を「二万二百万円」に改め、同表第二百七十七号の項中「二百円」を「四百円」に改め、同表第二百七十九号の項、第二百八十号の項及び第二百八十五号の項中「三百円」を「四百円」に改め、同表第二百八十六号の項中「二百円」を「四百円」に改め、同表第三百五十五号の項中「一万五千元」を「一万七千元」に、「一万円」を「一万二千元」に改め、同表第三百五十五号の十四の項中「別表第二十三」を「別表第二十六」に改め、同項を同表第三百五十五号の十七の項とし、同表第三百五十五号の十三の項中「別表第二十二」を「別表第二十五」に改め、同項を同表第三百五十五号の十六の項とし、同表第三百五十五号の十二の項中「（平成二十七年法律第五十三号）」を削り、「別表第二十一」を「別表第二十四」に改め、同項を同表第三百五十五号の十五の項とし、同表第三百五十五号の十一の項の次に次のように加える。

三百五十五の十二	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条第一項又は第十三条第二項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	別表第二十一に定める金額
三百五十五の十三	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第二項又は第十三条第三項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性変更判定手数料	別表第二十二に定める金額
三百五十五の十四	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第二項又は第十三条第三項に規定する軽微な変更該当していることを証する書面の交付申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る軽微な変更該当する旨の証明書交付申請手数料	別表第二十三に定める金額

別表第二十四を別表第二十七とし、別表第二十一から別表第二十三までを二表ずつ繰り下げ、別表第二十の次に次の三表を加える。

別表第二十一（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料）

建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の床面積の区分	一件当たりの手数料の金額		
	建築物の非住宅部分の用途が工場等（工場その他知事が別に定める用途をいう。以下この表において同じ。）である場合	建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合 判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二条第三号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であつて知事が別に定める方法により評価されたものである場合	上記以外の評価方法により評価されたものである場合
三百平方メートル以内のもの	二万千円	九万八千円	二十七万千円
三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	四万二千円	十六万四千円	四十三万三千円
二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	十万七千円	二十六万六千円	六十一万六千円
五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	十六万千円	三十四万八千円	七十五万六千円
一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	二十万円	四十一万八千円	八十九万千円
二万五千平方メートルを超えるもの	二十四万九千円	四十九万円	百一万七千円
備考	一 工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等以外の用途の部分について知事が別に定める規模の場合に限る。）については、当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第二欄に定める金額とする。		

- 二 工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等の用途の部分について知事が別に定める規模の場合に限る。）については、当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第三欄又は第四欄に定める金額とする。
- 三 工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（前二号に規定する場合を除く。）については、当該建築物における工場等の用途の部分の床面積の区分に応じた第二欄に定める金額と工場等以外の用途の部分の床面積の区分に応じた第三欄又は第四欄に定める金額とを合算した額とする。ただし、合算した額が当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第三欄又は第四欄に定める金額を超える場合は、当該第三欄又は第四欄の金額とする。
- 四 住宅部分及び非住宅部分を有する建築物については、非住宅部分における床面積の区分及び用途に応じて算定する。

別表第二十二（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能適合性変更判定手数料）

建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の床面積の区分	一件当たりの手数料の金額		
	建築物の非住宅部分の用途が工場等（工場その他知事が別に定める用途をいう。以下この表において同じ。）である場合	建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合 判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二条第三号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であつて知事が別に定める方法により評価されたものである場合	上記以外の評価方法により評価されたものである場合
三百平方メートル以内のもの	一万千円	五万円	十三万六千円
三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	二万四千円	八万五千元	二十一万九千円
二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	六万二千円	十四万二千元	三十一万七千円
五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	九万五千円	十八万八千元	三十九万二千元

方メートル以内のもの			
一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	十一万八千円	二十二万七千円	四十六万三千円
二万五千平方メートルを超えるもの	十四万七千円	二十六万八千円	五十三万千円
備考 一 工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等以外の用途の部分について知事が別に定める規模の場合に限る。）については、当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第二欄に定める金額とする。 二 工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等の用途の部分について知事が別に定める規模の場合に限る。）については、当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第三欄又は第四欄に定める金額とする。 三 工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（前二号に規定する場合を除く。）については、当該建築物における工場等の用途の部分の床面積の区分に応じた第二欄に定める金額と工場等以外の用途の部分の床面積の区分に応じた第三欄又は第四欄に定める金額とを合算した額とする。ただし、合算した額が当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第三欄又は第四欄に定める金額を超える場合は、当該第三欄又は第四欄の金額とする。 四 住宅部分及び非住宅部分を有する建築物については、非住宅部分における床面積の区分及び用途に応じて算定する。			

別表第二十三（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る軽微な変更に該当する旨の証明書交付申請手数料）

建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の床面積の区分	一件当たりの手数料の金額		
	建築物の非住宅部分の用途が工場等（工場その他知事が別に定める用途をいう。以下この表において同じ。）である場合	建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合	上記以外の評価方法により評価されたものである場合
		判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二条第三号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であつて知事が別に定める	

		方法により評価されたものである場合	
三百平方メートル以内のもの	五千円	二万五千円	六万八千円
三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	一万二千元	四万二千元	十万九千元
二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	三万千元	七万千元	十五万八千元
五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	四万七千元	九万四千元	十九万六千元
一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	五万九千元	十一万三千元	二十三万千元
二万五千平方メートルを超えるもの	七万三千元	十三万四千元	二十六万五千元
<p>備考</p> <p>一 工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等以外の用途の部分について知事が別に定める規模の場合に限る。）については、当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第二欄に定める金額とする。</p> <p>二 工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等の用途の部分について知事が別に定める規模の場合に限る。）については、当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第三欄又は第四欄に定める金額とする。</p> <p>三 工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（前二号に規定する場合を除く。）については、当該建築物における工場等の用途の部分の床面積の区分に応じた第二欄に定める金額と工場等以外の用途の部分の床面積の区分に応じた第三欄又は第四欄に定める金額とを合算した額とする。ただし、合算した額が当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第三欄又は第四欄に定める金額を超える場合は、当該第三欄又は第四欄の金額とする。</p> <p>四 住宅部分及び非住宅部分を有する建築物については、非住宅部分における床面積の区分及び用途に応じて算定する。</p>			

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

三重県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第十五号

三重県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例

三重県家畜保健衛生所手数料条例（昭和五十三年三重県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の項り中「二、五〇〇円」を「四、五〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

三重県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第十六号

三重県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

三重県道路占用料等徴収条例（昭和四十三年三重県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号中「側こう」を「側溝」に、「路たん」を「路端」に改め、同条第二項第一号中「第二条第十一項」を「第二条第十二項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

三重県県税条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第十七号

三重県県税条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例

(三重県県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第一条 三重県県税条例の一部を改正する条例(平成二十四年三重県条例第七十三号)の一部を次のように改正する。

附則第一項第二号中「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に改める。

(三重県県税条例の一部改正)

第二条 三重県県税条例(昭和二十五年三重県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第六条中「平成四十一年度」を「平成四十三年度」に、「平成三十一年」を「平成三十三年」に改める。

附則第十四条の二の二中「百分の二・五」とあるのは「百分の〇・九」を「百分の一・九」とあるのは「百分の〇・三」に、「百分の三・七」を「百分の二・七」に、「百分の一・四」を「百分の〇・五」に、「百分の四・八」とあるのは「百分の一・九」を「百分の三・六」とあるのは「百分の〇・七」に改める。

(三重県県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 三重県県税条例の一部を改正する条例(平成二十八年三重県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

第一条の二 三重県県税条例の一部を次のように改正する。

附則第十八条第一項中「平成二十八年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項第一号中「平成十五年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」に改め、同項第二号中「平成十七年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」に改め、同項の表第二百二十六条第一項第一号イの項中「第二百二十六条第一項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同表第二百二十六条第一項第一号ロの項中「第二百二十六条第一項第一号ロ」を「第一項第一号ロ」に改め、同表第二百二十六条第一項第二号イの項中「第二百二十六条第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に改め、同表第二百二十六条第一項第二号ロの項中「第二百二十六条第一項第二号ロ」を「第一項第二号ロ」に改め、同表第二百二十六条第一項第二号ハ(1)の項中「第二百二十六条第一項第二号ハ(1)」を「第一項第二号ハ(1)」に改め、同表第二百二十六条第一項第二号ハ(2)の項中「第二百二十六条第一項第二号ハ(2)」を「第一項第二号ハ(2)」に改め、同表第二百二十六条第一項第三号イ(2)の項中「第二百二十六条第一項第三号イ(2)」を「第一項第三号イ(2)」に改め、同表第二百二十六条第一項第三号ロの項中「第二百二十六条第一項第三号ロ」を「第一項第三号ロ」

に改め、同表第二百二十六条第一項第四号の項中「第二百二十六条第一項第四号」を「第一項第四号」に改め、同表第二百二十六条第一項第五号の項中「第二百二十六条第一項第五号」を「第一項第五号」に改め、同表第二百二十六条第一項第六号イの項中「第二百二十六条第一項第六号イ」を「第一項第六号イ」に改め、同表第二百二十六条第一項第六号ロの項中「第二百二十六条第一項第六号ロ」を「第一項第六号ロ」に改め、同表第二百二十六条第二項第一号の項中「第二百二十六条第二項第一号」を「第二項第一号」に改め、同表第二百二十六条第二項第二号の項中「第二百二十六条第二項第二号」を「第二項第二号」に改め、同表第二百二十六条第四項の項中「第二百二十六条第四項」を「第四項」に改め、同条第三項中「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に、「にあつては平成二十七年度分の自動車税に限り、当該自動車は平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分」を「には、平成二十九年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項第四号中「この条」を「この項及び次項」に、「以下この号」を「次項」に、「平成二十七年度以降」を「平成三十二年度以降」に、「（次項において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十」を「に百分の百十」に改め、「かつ平成三十二年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であつて平成三十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）以上」を削り、同項の表第二百二十六条第一項第一号イの項中「第二百二十六条第一項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同表第二百二十六条第一項第一号ロの項中「第二百二十六条第一項第一号ロ」を「第一項第一号ロ」に改め、同表第二百二十六条第一項第二号イの項中「第二百二十六条第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に改め、同表第二百二十六条第一項第二号ロの項中「第二百二十六条第一項第二号ロ」を「第一項第二号ロ」に改め、同表第二百二十六条第一項第二号ハ(1)の項中「第二百二十六条第一項第二号ハ(1)」を「第一項第二号ハ(1)」に改め、同表第二百二十六条第一項第二号ハ(2)の項中「第二百二十六条第一項第二号ハ(2)」を「第一項第二号ハ(2)」に改め、同表第二百二十六条第一項第三号イ(1)の項中「第二百二十六条第一項第三号イ(1)」を「第一項第三号イ(1)」に改め、同表第二百二十六条第一項第三号イ(2)の項中「第二百二十六条第一項第三号イ(2)」を「第一項第三号イ(2)」に改め、同表第二百二十六条第一項第三号ロの項中「第二百二十六条第一項第三号ロ」を「第一項第三号ロ」に改め、同表第二百二十六条第一項第四号の項中「第二百二十六条第一項第四号」を「第一項第四号」に改め、同表第二百二十六条第一項第五号の項中「第二百二十六条第一項第五号」を「第一項第五号」に改め、同表第二百二十六条第一項第六号イの項中「第二百二十六条第一項第六号イ」を「第一項第六号イ」に改め、同表第二百二十六条第一項第六号ロの項中「第二百二十六条第一項第六号ロ」を「第一項第六号ロ」に改め、同表第二百二十六条第二項第一号の項中「第二百二十六条第二項第一号」を「第二項第一号」に改め、同表第二百二十六条第二項第二号の項中「第二百二十六条第二項第二号」を「第二項第二号」に改め、同表第二百二十六条第四項の項中「第二百二十六条第四項」を「第四項」に改め、同条第四項中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたも

の「に百分の百二十」に、「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に、「にあつては平成二十七年度分の自動車税に限り、当該自動車平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分」を「には、平成二十九年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項の表第百二十六条第一項第一号イの項中「第百二十六条第一項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同表第百二十六条第一項第一号ロの項中「第百二十六条第一項第一号ロ」を「第一項第一号ロ」に改め、同表第百二十六条第一項第二号イの項中「第百二十六条第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に改め、同表第百二十六条第一項第二号ロの項中「第百二十六条第一項第二号ロ」を「第一項第二号ロ」に改め、同表第百二十六条第一項第二号ハ(1)の項中「第百二十六条第一項第二号ハ(1)」を「第一項第二号ハ(1)」に改め、同表第百二十六条第一項第二号ハ(2)の項中「第百二十六条第一項第二号ハ(2)」を「第一項第二号ハ(2)」に改め、同表第百二十六条第一項第三号イ(1)の項中「第百二十六条第一項第三号イ(1)」を「第一項第三号イ(1)」に改め、同表第百二十六条第一項第三号イ(2)の項中「第百二十六条第一項第三号イ(2)」を「第一項第三号イ(2)」に改め、同表第百二十六条第一項第三号ロの項中「第百二十六条第一項第三号ロ」を「第一項第三号ロ」に改め、同表第百二十六条第一項第四号の項中「第百二十六条第一項第四号」を「第一項第四号」に改め、同表第百二十六条第一項第五号の項中「第百二十六条第一項第五号」を「第一項第五号」に改め、同表第百二十六条第一項第六号イの項中「第百二十六条第一項第六号イ」を「第一項第六号イ」に改め、同表第百二十六条第一項第六号ロの項中「第百二十六条第一項第六号ロ」を「第一項第六号ロ」に改め、同表第百二十六条第二項第一号の項中「第百二十六条第二項第一号」を「第二項第一号」に改め、同表第百二十六条第二項第二号の項中「第百二十六条第二項第二号」を「第二項第二号」に改め、同表第百二十六条第四項の項中「第百二十六条第四項」を「第四項」に改める。

第二条のうち第八条第八項の改正規定中「及び附則第十七条の十三から第十八条まで」を「並びに附則第十七条の十二及び第十八条」に改める。

第二条中附則第十四条の改正規定の次に次のように加える。

附則第十四条の二の二を削る。

第二条中附則第十七条の十一の次に三条を加える改正規定を次のように改める。

附則第十七条の十一の次に次の一条を加える。

(環境性能割の税率の特例)

第十七条の十一 営業用の自動車に対する第百三十一条第一項及び第二項(これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。)並びに同条第三項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項(第四項において準用する場合を含む。)	百分の一	百分の〇・五
第二項(第四項において準用する場合を含む。)	百分の二	百分の一
第三項	百分の三	百分の二

第二条中附則第十八条の改正規定を次のように改める。

附則第十八条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ」を「第二百二十六条第一項第一号に規定する電気自動車をいう」に、「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。以下この条において同じ」を「同項第二号に規定する天然ガス自動車をいう」に、「内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二十条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。第三項第三号において同じ」を「同項第三号に規定する電力併用自動車をいう」に、「バス（一般乗合用のものに限る。）」を「第百三十七条の五第一項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バス」に改め、「自動車税」を「種別割」に、「第二百二十六条第一項、第二項」を「同項、同条第二項」に改め、同項第一号中「道路運送車両法第七条第一項」を「第二百五条第三項」に、「この条」を「この項」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同項第二号中「軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車」を「第二百二十六条第一項第五号に規定する軽油自動車」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同条第二項中「第二百二十六条第三項」を「第百三十七条の五第三項」に改め、同条第三項から第五項までを削る。

附則第一項第一号中「第四項」を「第五項」に、「第六項」を「第七項」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 第一条の二及び附則第八項の規定 平成二十九年四月一日

附則第一項第二号の次に次の一号を加える。

三 第二条並びに次項、附則第四項、第六項及び第九項から第十一項までの規定 平成三十一年十月一日

附則第二項中「前項第二号」を「前項第三号」に、「二十九年新条例」を「三十一年新条例」に改め、附則第八項中「二十九年新条例」を「三十一年新条例」に、「平成二十九年度」を「平成三十一年度分の附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成三十二年度」に、「平成二十八年度分までの」を「平成三十一年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する」に改め、同項を附則第十一項とし、附則第七項中「二十九年新条例」を「三十一年新条例」に、「附則第一項第二号」を「附則第一項第三号」に改め、同項を附則第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日が大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十一号）の施行の日前である場合には、同日の前日までの間における三十一年新条例第二百二十六条第一項の規定の適用については、同項第三号中「第二条第十六項」とあるのは、「第二条第十四項」とする。

附則第六項を附則第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 附則第一項第二号に掲げる規定による改正後の三重県県税条例の規定中自動車税に関する部分は、平成二十九年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十八年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

附則第五項中「附則第一項第二号」を「附則第一項第三号」に改め、同項を附則第六

項とし、附則第四項を附則第五項とし、附則第三項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(事業税に関する経過措置)」を付し、同項の次に次の一項を加える。

- 4 三十一年新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例の一部改正)

第四条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例(昭和三十二年三重県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

題名中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第一条中「自動車税」の下に「の種別割(地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)第四百四十五条第二号に規定する種別割をいう。以下「種別割」という。)」を加える。

第二条の見出し及び同条第一項中「自動車税」を「種別割」に改める。

第三条(見出しを含む。)中「自動車税」を「種別割」に改める。

第四条中「自動車税」を「種別割」に改める。

第一号様式中「自動車税印紙」を「自動車税(種別割)印紙」に、「Automobile Tax Stamp」を「Automobile Tax(Category Base) Stamp」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第四条及び次項の規定は、平成三十一年十月一日から施行する。
- 2 第四条の規定による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例の規定は、平成三十一年度分の前項ただし書に掲げる規定の施行の日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成三十二年以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成三十一年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第十八号

三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年三重県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第十五条及び第十九条第二項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

「第十二章 情緒障害児短期治療施設」を「第十二章 児童心理治療施設」に改める。

第七十七条及び第七十八条第一項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第七十九条の見出し及び同条中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第八十条から第八十三条までの規定中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

三重県がん対策推進条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第十九号

三重県がん対策推進条例の一部を改正する条例

三重県がん対策推進条例（平成二十六年三重県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「第十一條第二項」を「第十二條第二項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県特定非営利活動促進法施行条例及び地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第二十号

三重県特定非営利活動促進法施行条例及び地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例の一部を改正する条例

(三重県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第一条 三重県特定非営利活動促進法施行条例(平成十年三重県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「公告」の下に「又はインターネットの利用による公表」を加える。

第十八条の見出し中「等」を削り、同条中「規定による」の下に「法第五十四条第三項の」を加え、「助成金の支給を行った場合の法第五十四条第三項の書類の提出にあつては」を「規則で定める様式により、」に改め、「、海外への送金又は金銭の持出し(その金額が二百万円以下のものを除く。)を行う場合の法第五十四条第四項の書類の提出にあつては事前に(災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、事後遅滞なく)」を削る。

第二十条(見出しを含む。)中「仮認定」を「特例認定」に改める。

第二十一条(見出しを含む。)中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第二十二条中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第二十四条第一項第三号中「並びに」を「及び」に改め、同項第六号中「から第四項まで」を「及び第三項」に、「、同条第三項の書類及び同条第四項」を「及び同条第三項」に改める。

第二十五条第一項第四号中「から第四項まで」を「及び第三項」に、「法第五十四条第二項各号」を「同条第二項各号」に、「、同条第三項の書類及び同条第四項」を「及び同条第三項」に改める。

第二十六条第一項第四号中「第五十四条第五項」を「第五十四条第四項」に、「、同条第三項の書類及び同条第四項」を「及び同条第三項」に改める。

(地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例の一部改正)

第二条 地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例(平成二十五年三重県条例第七十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第九号ロ中「、同条第三項の書類及び同条第四項」を「及び同条第三項」に改める。

第十条第二項中「の翌々事業年度」を「から起算して五年が経過した日を含む事業年度」に改め、同条第三項中「三年」を「五年」に改め、同条第四項を削り、同条第五項第三号中「若しくは前項の書類」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第十一条第二項中「又は海外への送金若しくは金銭の持出しを行うとき」及び「又は第四項」を削る。

第十二条中「三年間」を「五年間」に改める。

第二十三条第二項第四号中「第四項」を「第三項」に改め、同項第五号中「第十条第五項」を「第十条第四項」に改め、同項第六号中「第十条第六項」を「第十条第五項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(役員報酬規程等に関する経過措置)

- 2 第二条の規定による改正後の地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第十条第二項及び第十二条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る同項第二号から第五号までに掲げる書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係るこの条例による改正前の地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例(以下「旧条例」という。)第十条第二項第二号から第五号までに掲げる書類については、なお従前の例による。

(助成金の支給に係る書類に関する経過措置)

- 3 新条例第十条第三項及び第十二条の規定は、施行日以後に行われる助成金の支給に係る同項の書類について適用し、施行日前に行われた助成金の支給に係る旧条例第十条第三項の書類については、なお従前の例による。

(海外への送金又は金銭の持出しに係る書類に関する経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金及び当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例(平成二十六年三重県条例第四号)に定められている特定非営利活動法人(以下「指定特定非営利活動法人」という。)による施行日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る旧条例第十条第四項の書類の作成、当該指定特定非営利活動法人の事務所における備置き及び閲覧並びに当該書類の知事への提出並びに当該書類の知事がさせる閲覧又は謄写については、なお従前の例による。

(指定の取消しのために必要な手続等に関する経過措置)

- 5 この条例の施行前にした行為及び前三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する指定の取消しのために必要な手続等の適用については、なお従前の例による。

三重県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第二十二号

三重県都市公園条例の一部を改正する条例

三重県都市公園条例（昭和四十七年三重県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二第五号の項イ中	「 一般 高校生以下	「 一、〇八〇円 五四〇円	を	「 児童生徒等 その他の者	「 五四〇円 一、〇八〇円	
に改め、同項ロ中	「 一般 高校生以下	「 六四〇円 三三〇円	を	「 児童生徒等 その他の者	「 三三〇円 六四〇円	に改め、
同項ハ中	「 一般 高校生以下	「 五四〇円 三三〇円	を	「 児童生徒等 その他の者	「 三三〇円 五四〇円	に改め、同表第
六号の項イ中	「 一般 高校生以下	「 一、〇八〇円 五四〇円	を	「 児童生徒等 その他の者	「 五四〇円 一、〇八〇円	に改め、同
項ロ中	「 一般 高校生以下	「 五四〇円 三三〇円	を	「 児童生徒等 その他の者	「 三三〇円 五四〇円	に改め、同表中備

考第六号を備考第七号とし、備考第五号を備考第六号とし、備考第四号の次に次のように加える。

五 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。

- イ 小学校就学前の者
- ロ 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者

別表第三の一のイの表を次のように改める。

イ 全部利用の場合

区分		金額	
体育館	アマチュアスポーツ に利用する場合	入場料を徴収しない場合	二、九九〇円
		入場料を徴収する場合	八、八五〇円
	営利を目的として利用する場合		七二、九三〇円
	その他の催物に利用する場合		一四、六一〇円

体育館別館	アマチュアスポーツ に利用する場合	入場料を徴収しない場合	一、五四〇円
		入場料を徴収する場合	四、四二〇円
	営利を目的として利用する場合		三六、五一〇円
	その他の催物に利用する場合		七、四〇〇円
陸上競技場	アマチュアスポーツ に利用する場合	入場料を徴収しない場合	三、五一〇円
		入場料を徴収する場合	一〇、一六〇円
	営利を目的として利用する場合		八四、〇七〇円
	その他の催物に利用する場合		一六、九三〇円
補助競技場	アマチュアスポーツに利用する場合		一、八〇〇円
	営利を目的として利用する場合		四二、八〇〇円
	その他の催物に利用する場合		八、五〇〇円
付帯投てき場	アマチュアスポーツに利用する場合		一、八〇〇円
	営利を目的として利用する場合		四二、八〇〇円
	その他の催物に利用する場合		八、五〇〇円
多目的広場			一、五〇〇円

備考 一 金額は、一時間（一時間に満たない時間は、一時間とする。）当たりの額とする。

二 準備又は撤去するために施設を利用する場合の金額は、アマチュアスポーツに利用する場合（入場料に係る区分が規定された施設にあつては、入場料を徴収しない場合）の欄に掲げる金額とする。

別表第三の一のハの表中

陸上競技場	児童生徒等	六〇円	を
	その他の者	一五〇円	

陸上競技場 (昼間)	児童生徒等	七〇円	に改め、
	その他の者	一八〇円	
陸上競技場 (夜間)	児童生徒等	一七〇円	
	その他の者	三八〇円	

同表の次に次のように加える。

二 飲食サービス、物品販売サービスその他のサービスを提供する場合

区分	金額
一平方メートル当たり	一、〇〇〇円

備考 一 金額は、一日（一日に満たない場合は、一日とする。）当たりの額とする。

二 面積が一平方メートル未満であるとき又は面積に一平方メートル未満の端数があるときは、当該一平方メートル未満の数を一平方メートルとして計算する。

別表第三の二の表及び三の表を次のように改める。

二 三重県営総合競技場の会議室及びステージ

区分		金額
体育館	第一会議室	九〇〇円
	第二会議室	一、一三〇円
	第三会議室	九〇〇円
	ステージ（アマチュアスポーツに利用する場合を除く。）	二、三七〇円
陸上競技場	会議室（一室当たり）	一、三七〇円
	特別室	三、四〇〇円

備考 金額は、一時間（一時間に満たない時間は、一時間とする。）当たりの額とする。

三 三重県営総合競技場の設備等

イ 体育館

区分	金額
設備及び器具一点又は一式につき	一九、五四〇円の範囲内において知事が定める額

ロ 体育館別館

区分	金額
設備及び器具一点又は一式につき	一九、五四〇円の範囲内において知事が定める額

ハ 陸上競技場

区分		金額
設備及び器具一点又は一式につき（次に掲げるものを除く。）		一九、五四〇円の範囲内において知事が定める額
大型映像装置	アマチュアスポーツに利用する場合	六、二八〇円
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	一二、五五〇円
照明灯（全灯）	アマチュアスポーツに利用する場合	三二、〇〇〇円
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	三八、四〇〇円
照明灯（二分の一灯）	アマチュアスポーツに利用する場合	一六、〇〇〇円
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	一九、二〇〇円
照明灯（五分の一灯）	アマチュアスポーツに利用する場合	六、四〇〇円
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	七、六八〇円
照明灯（十分の一灯）	アマチュアスポーツに利用する場合	三、二〇〇円
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	三、八四〇円

備考 大型映像装置及び照明灯の金額は、一時間（一時間に満たない時間は、一時間とする。）当たりの額とする。

ニ 補助競技場

区分		金額
器具一点又は一式につき		一九、五四〇円の範囲内において知事が定める額
写真判定棟		一、〇〇〇円
冷暖房設備		一〇〇円
放送設備		一〇〇円
照明灯（四基）	アマチュアスポーツに利用する場合	三、五〇〇円
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	四、二〇〇円

備考 写真判定棟、冷暖房設備、放送設備及び照明灯の金額は、一時間（一時間に満たない時間は、一時間とする。）当たりの額とする。

ホ 付帯投てき場

区分		金額
器具一点又は一式につき		一九、五四〇円の範囲内において知事が定める額
照明灯（三基）	アマチュアスポーツに利用する場合	二、八〇〇円
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	三、五〇〇円

備考 照明灯の金額は、一時間（一時間に満たない時間は、一時間とする。）当たりの額とする。

ク 補助競技場及び付帯投てき場

区分		金額
照明灯（五基）	アマチュアスポーツに利用する場合	四、〇〇〇円
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	五、〇〇〇円

備考 金額は、一時間（一時間に満たない時間は、一時間とする。）当たりの額とする。

ト 多目的広場

区分	金額
設備及び器具一点又は一式につき	一九、五四〇円の範囲内において知事が定める額

附 則

- この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表第二の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において、三重県都市公園条例別表第一に規定する三重県営総合競技場の指定管理者から同条例第十四条の十六第二項の規定によりこの条例による改正後の三重県都市公園条例（以下「改正後の条例」という。）別表第三に規定する使用料の区分により、施行日以後の利用料金の承認の申請があった場合には、知事は、施行日前においても、改正後の条例の規定に基づき利用料金

の承認を行つてゐる。

三重県流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第二十二号

三重県流域下水道条例の一部を改正する条例

三重県流域下水道条例（昭和六十二年三重県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中勢沿岸流域下水道の項を次のように改める。

中勢沿岸流域下水道	志登茂川処理区	津市
	雲出川左岸処理区	津市
	松阪処理区	津市、松阪市及び多気町

別表中

大人一人一日につき
小学生以下一人一日につき

を

1 2に掲げる者を除き一人一日につき
2 小学生（これに準ずる者を含む。）以下の者一人一日につき

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第二十三号

三重県営住宅条例の一部を改正する条例

三重県営住宅条例（平成九年三重県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九条」を「第三十九条の二」に改め、「法第四十五条第一項に基づく」を削り、「県営住宅の活用」を「公営住宅の活用」に改める。

第二条第一号及び第二号を次のように改める。

一 県営住宅 県が設置する住宅及びその附帯施設で、次に掲げるものをいう。

イ 法第二条第二号に規定する公営住宅（以下「公営住宅」という。）

ロ 公営住宅に準じて低額所得者に賃貸するため三重県特定公共賃貸住宅条例（平成八年三重県条例第二十八号）第二条第一号に規定する特定公共賃貸住宅としての用途を廃止した住宅及びその附帯施設（以下「準公営住宅」という。）

二 共同施設 県営住宅の入居者の共同の福祉のために必要な児童遊園、集会所、管理事務所、広場及び緑地、通路、立体的遊歩道及び人工地盤施設並びに駐車場をいう。

第二条第五号を次のように改める。

五 県営住宅監理員 県営住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、県営住宅及びその環境を良好な状態に維持するよう入居者に必要な指導を与えるために、職員のうちから知事が任命する者をいう。

第五条第三号中「県営住宅」を「公営住宅」に改め、同条第四号中「県営住宅の」を「公営住宅の」に改める。

第六条第一項第二号イ中「（平成八年三重県条例第二十八号）」を削り、同項第五号イ(7)中「中学校を卒業するまでの」を「十五歳に達する日以降の最初の三月三十一日までの間にある」に改める。

第七条第一項中「県営住宅の」を「公営住宅の」に改める。

第八条第二項中「公営住宅」を「県営住宅」に改め、同条第四項中「県営住宅」を「公営住宅」に改める。

第十三条第一項中「公営住宅法施行規則第十一条」を「規則」に改める。

第十四条第一項及び第二項中「県営住宅」を「公営住宅」に改め、同条に次の一項を加える。

5 準公営住宅の毎月の家賃は、その住宅を公営住宅とみなして、前各項の規定を適用して算定した額とする。

第十九条第二項中「借上げ県営住宅」を「借上げにより整備した公営住宅」に改める。

第二十九条第一項中「第十四条第一項」の下に「及び第五項」を、「次項」の下に「及び第三項」を加え、同条第二項中「知事は、」の下に「公営住宅に係る」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 知事は、準公営住宅に係る第一項に定める家賃を算出しようとするときは、その住宅を公営住宅とみなして、前項の規定を適用する。

第三十一条第一項中「及び」の下に「第五項並びに」を加える。

第三十二条第二項中「県営住宅に」を「公営住宅に」に改める。

第三十三条第一項中「第十四条第一項」の下に「若しくは第五項」を加え、「第二十九条第三項」を「第二十九条第四項」に、「県営住宅への」を「公営住宅への」に改める。

第三十四条第一項中「県営住宅の」を「公営住宅の」に改め、同条第二項中「県営住宅」を「公営住宅」に改め、同条第三項中「入居者」との下に「、「県営住宅」とあるのは「公営住宅」と」を加える。

第三十五条の見出し中「県営住宅」を「公営住宅」に改め、同条第一項中「県営住宅の」を「公営住宅の」に、「県営住宅に」を「公営住宅に」に改める。

第三十六条中「県営住宅」を「公営住宅」に改める。

第三十七条の見出し中「県営住宅の用途」を「公営住宅の用途」に改め、同条中「県営住宅の用途」を「公営住宅の用途」に、「県営住宅の除却」を「公営住宅の除却」に、「当該県営住宅」を「当該公営住宅」に、「従前の県営住宅」を「従前の公営住宅」に改め、「第十四条第一項」の下に「若しくは第五項」を加え、「令第十一条で」を「令第十一条の表に」に改める。

第三十九条第一項第七号及び第六項中「県営住宅」を「公営住宅」に改め、第二章中同条の次に次の一条を加える。

(準公営住宅の管理)

第三十九条の二 準公営住宅の管理に当たっては、この章に定めるもののほか、法第三章の規定に準じて、適正に管理を行うものとする。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 社会福祉事業等への活用

第四十三条中「、第三十八条及び第五十三条」を「及び第三十八条」に改める。

第四章の章名を次のように改める。

第四章 法第四十五条第二項に基づく公営住宅の活用（みなし特定公共賃貸住宅）

第四十七条から第五十条までの規定中「県営住宅」を「公営住宅」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

公立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第二十四号

公立学校職員定数条例の一部を改正する条例

公立学校職員定数条例（昭和三十二年三重県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「三、二五〇人」を「三、二〇〇人」に、「二三一人」を「二二九人」に、「一一三人」を「一一一人」に、「三、五九四人」を「三、五四〇人」に改め、同条第二号中「一、二二〇人」を「一、一四六人」に、「一人」を「二人」に、「五五人」を「五七人」に、「一、二二〇人」を「一、二四九人」に改める。

第四条第一号中「小学校」の下に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を加え、「六、一二四人」を「六、一一六人」に、「三七九人」を「三六七人」に、「一一八人」を「一一六人」に、「三八五人」を「三七六人」に、「七、〇〇六人」を「六、九七五人」に改め、同条第二号中「中学校」の下に「（義務教育学校の後期課程を含む。）」を加え、「三、五〇二人」を「三、四六一人」に、「一五五人」を「一五四人」に、「一七四人」を「一七一一人」に、「三、八六二人」を「三、八一七人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

三重県教育職員特別免許状授与審査委員の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第二十五号

三重県教育職員特別免許状授与審査委員の設置に関する条例の一部を改正する条例
三重県教育職員特別免許状授与審査委員の設置に関する条例（平成十一年三重県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「又は学部の学部長」を「若しくは学部の学部長又はこれらに準ずる者」に改め、同条第二号中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、「又は特別支援学校の校長」を「、中等教育学校若しくは特別支援学校の校長又はこれらに準ずる者」に改め、同条第三号中「学校教育に関し学識経験を有する者」を「委員会が必要と認める者」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に三重県教育職員特別免許状授与審査委員である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の三重県教育職員特別免許状授与審査委員の設置に関する条例第三条の規定により三重県教育職員特別免許状授与審査委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は同条例第四条第一項の規定にかかわらず、平成二十九年十一月十五日までとする。

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第二十六号

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

第十五条第二項第二号中「及び孫」を削り、同項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

第十五条第三項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第一号及び第三号から第七号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき六千五百円、同項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については一人につき一万円とする。

第十五条第五項中「いずれかに該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第二号中「第二項第二号又は第四号」を「扶養親族である子又は第二項第三号若しくは第五号」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同条第六項中「すべて」を「全て」に改め、同条第七項中「これを受けている職員に更に第五項第一号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族である要件を欠くに至つた場合、扶養手当を受けている職員について同項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第五項第一号」を「第一号」に改め、「（扶養親族である子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族である子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族である子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 扶養手当を受けている職員に更に第五項第一号に掲げる事実が生じた場合
- 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第五項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族である要件を欠くに至つた場合
- 三 職員の扶養親族である子で第五項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

第十六条の二第三項中「県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年三重県条例第二号）」を「現業職員条例」に改める。

第十七条の四第四項中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

第二十五条の三第一項中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

附則に次の三項を加える。

(新たに給料表の適用を受けることとなつた職員に関する経過措置)

16 平成二十九年十月一日(以下この項から附則第十八項までにおいて「給料表適用日」という。)に新たに行政職給料表又は高等学校等教育職給料表の適用を受けることとなつた職員(給料表適用日の前日において、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例又は現業職員条例の適用を受けていた者に限る。次項及び附則第十八項において同じ。)で、その者の受ける給料月額(教職調整額を含む。以下この項において同じ。)が給料表適用日の前日において受けていた給料月額に相当する額に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

17 給料表適用日に新たに行政職給料表又は高等学校等教育職給料表の適用を受けることとなつた職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

18 給料表適用日の翌日以後に新たに行政職給料表又は高等学校等教育職給料表の適用を受けることとなつた職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

別表第二備考(一)中「及び小学校」を「、小学校及び義務教育学校」に改める。

別表第四の二ロの表中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、附則に三項を加える改正規定は、平成二十九年十月一日から施行する。

(平成三十年三月三十一日までの間における扶養手当に関する特例)

2 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、この条例による改正後の公立学校職員の給与に関する条例第十五条第三項、第五項及び第七項の規定の適用については、同条第三項中「前項第一号及び第三号から第七号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき六千五百円」とあるのは「前項第一号に該当する扶養親族(以下「扶養親族である配偶者」という。)については一万円」と、「一万円」とあるのは「八千円(職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち一人については一万円)、同項第三号から第七号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族である父母等」という。)については一人につき六千五百円(職員に配偶者及び扶養親族である子が不在の場合にあつては、そのうち一人については九千円)」と、同条第五項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。)」と、「二 扶養親族である要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族である子又は第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、二十二歳に達した日以後の

最初の三月三十一日の経過により、扶養親族である要件を欠くに至つた場合を除く。）」

「二 扶養親族である要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族である子とあるのは 三 扶養親族である子又は父母等がある職員が配偶者のない職員となつた 四 扶養親族である子又は扶養親族である父母等がある職員が配偶者を有又は第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、二十二歳に達した日以後の最場合（前号に該当する場合を除く。）

するに至つた場合（第一号に該当する場合を除く。）

初の三月三十一日の経過により、扶養親族である要件を欠くに至つた場合を除く。）

と、同条第七項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第五項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族である子で第五項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものないものが扶養親族である配偶者又は扶養親族である子を有するに至つた場合の当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子で第一項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

（規則への委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、三重県教育委員会及び三重県人事委員会が共同で定める規則で定める。

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第二十七号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「の子」の下に「（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項及び次項並びに次条において同じ。）」を、「この項」の下に「及び第三項」を加え、同条第二項中「次条」を「第四項及び次条」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 県委員会は、第十六条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

第九条第四項中「前三項」を「前四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 県委員会は、要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、一月について二十四時間、一年について百五十時間を超えて、第八条第二項に規定する勤務をさせてはならない。

第九条の二の見出し中「育児」の下に「又は介護」を加え、同条に次の一項を加える。

2 県委員会は、要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、第八条第二項に規定する勤務をさせてはならない。

第十二条中「介護休暇」の下に「、介護時間」を加える。

第十六条第一項中「するため、」の下に「県委員会が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（次項及び次条第一項において「指定期間」という。）内において」を加え、同条第二項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する六月の期間」を「指定期間」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（介護時間）

第十六条の二 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の期間は、前項に規定する期間内において一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる期間とする。

3 前条第三項の規定は、介護時間について準用する。

第十八条中「介護休暇」の下に「、介護時間」を加える。

附 則

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 この条例による改正前の公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第十六条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であつて、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下「初日」という。）から起算して六月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第十六条第一項に規定する指定期間については、県委員会は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して六月を経過するまでの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

三重県立高等学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第二十八号

三重県立高等学校条例の一部を改正する条例

三重県立高等学校条例（昭和三十九年三重県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「百五十円」を「二百五十円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

旧三重県立幼稚園教員養成所条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第二十九号

旧三重県立幼稚園教員養成所条例の一部を改正する条例

三重県立幼稚園教員養成所条例を廃止する条例（平成四年三重県条例第二十二号）附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧三重県立幼稚園教員養成所条例（昭和三十九年三重県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第八条中「百五十円」を「二百五十円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

三重県総合博物館条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第三十号

三重県総合博物館条例の一部を改正する条例

三重県総合博物館条例（平成二十五年三重県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二十条を第三十三条とし、第十九条を第三十二条とする。

第十八条第一号中「第五条」を「第十五条」に改め、同条第二号中「第六条」を「第十六条」に改め、同条第三号中「第七条」を「第十七条」に改め、同条第四号中「第八条」を「第十八条」に改め、同条第五号中「第九条」を「第十九条」に改め、同条第六号中「第十一条」を「第二十一条」に改め、同条を第三十一条とする。

第十七条を第三十条とし、第十四条から第十六条までを十三条ずつ繰り下げる。

第十三条第二項中「第八条」を「第十八条」に、「第九条」を「第十九条」に改め、同条を第二十三条とし、同条の次に次の三条を加える。

（原状回復義務）

第二十四条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき、又は法第二百四十四条の第二十一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理を行わなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

（損害賠償義務）

第二十五条 指定管理者は、故意又は過失により施設等を損壊し、又は滅失したときは、それによつて生じた損害を県に賠償しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十六条 指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であつた者は、博物館の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第十二条を第二十二条とする。

第十一条中「第八条」を「第十八条」に、「第九条」を「第十九条」に改め、同条第五号中「第五条」を「第十五条」に改め、同条を第二十一条とする。

第十条第二項中「第八条」を「第十八条」に改め、同条を第二十条とする。

第九条を第十九条とし、第八条を第十八条とし、第七条を第十七条とする。

第六条第三号中「第五条」を「前条」に改め、同条を第十六条とする。

第五条中「第七条」を「第十七条」に、「第八条」を「第十八条」に、「第十一条」を「第二十一条」に、「第十三条」を「第二十三条」に、「第九条」を「第十九条」に改め、同条を第十五条とする。

第四条第二項中「博物館の施設及び設備（以下「施設等」という。）」を「施設等」に改め、同条を第十四条とする。

第三条を第十三条とし、第二条の次に次の十条を加える。

（指定管理者による管理）

第三条 博物館の管理は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

- 2 議会の議員、知事、副知事並びに法第八十条の五第一項及び第二項に規定する委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）又は委員は、主として博物館の管理を行う指定管理者の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下この項において「役員等」という。）たることができない。ただし、議会の議員以外の者が、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している指定管理者の役員等になる場合は、この限りでない。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 1 博物館の施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理及び修繕に関する業務
- 1-1 前号に掲げるもののほか、博物館の管理に関する業務のうち、教育委員会が必要と認める業務

（指定管理者の指定の申請）

第五条 指定管理者の指定を受けようとするものは、次に掲げる書類を添えて、教育委員会が別に定めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。

- 1 博物館の事業計画書
- 1-1 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要なものとして別に定める書類

（指定管理者の指定）

第六条 教育委員会は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準によりその申請を審査しなければならない。

- 1 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- 1-1 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。
- 1-2 事業計画の内容が、博物館の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。
- 1-3 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- 1-4 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。

- 2 教育委員会は、前項の規定により審査した結果、博物館を最も効果的に管理することができるものと認めたものを、議会の議決を経て指定管理者として指定する。

（選定委員会）

第七条 教育委員会は、前条第一項の審査を適正に行うため、教育委員会の附属機関として、指定管理者の選定に関する委員会（以下この条において「選定委員会」という。）を置く。

- 2 選定委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。

- 1 審査基準及び配点表の作成に関する事項
- 1-1 指定管理者の指定を受けようとするものから提出される事業計画書等の審査に関する事項

- 三 その他指定管理者の選定を行うに当たって必要な事項
- 3 選定委員会は、委員五人以上十人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満としないものとする。ただし、教育委員会がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- 4 委員は、博物館の管理に関し優れた識見を有する者のうちから、教育委員会が任命する。
- 5 委員の任期は、任命の日から前条第二項の規定により指定管理者を指定する日までとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(指定等の告示)

第八条 教育委員会は、次に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。

- 一 第六条第二項の規定により指定管理者を指定したとき。
- 二 法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(協定の締結)

第九条 教育委員会は、指定管理者と次に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。

- 一 博物館の管理に関する事項
- 二 次条に規定する事業報告書に関する事項
- 三 法第二百四十四条の二第十一項に規定する指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- 四 管理の業務を行うに当たって保有する個人情報保護に関する事項
- 五 県が支払うべき管理費用に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第十条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して二月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

- 一 博物館の管理の業務の実施状況及び利用状況
- 二 博物館の管理の業務に係る経費の収支状況
- 三 前二号に掲げるもののほか、博物館の管理の業務の実態を把握するために必要な事項

(業務状況の聴取等)

第十一条 教育委員会は、博物館の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務又は経理の状況に関し毎年度一回又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(教育委員会による管理)

第十二条 教育委員会は、法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消し、

若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

別表第一中「第四条」を「第十四条」に改める。

別表第二中「第十二条」を「第二十二條」に改める。

別表第三中「第十三条」を「第二十三條」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三重県総合博物館条例（以下「新条例」という。）第三条第一項の規定による指定及びそれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

三重県立美術館条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第三十一号

三重県立美術館条例の一部を改正する条例

三重県立美術館条例（昭和五十七年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二十条を第三十三条とし、第十五条から第十九条までを十三条ずつ繰り下げる。

第十四条第一号中「第五条」を「第十五条」に改め、同条第二号中「第六条」を「第十六条」に改め、同条第三号中「第七条」を「第十七条」に改め、同条第四号中「第八条」を「第十八条」に改め、同条第五号中「第九条」を「第十九条」に改め、同条第六号中「第十一条」を「第二十一条」に改め、同条を第二十七条とする。

第十三条を第二十三条とし、同条の次に次の三条を加える。

（原状回復義務）

第二十四条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき、又は法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理を行わなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

（損害賠償義務）

第二十五条 指定管理者は、故意又は過失により施設等を損壊し、又は滅失したときは、それによつて生じた損害を県に賠償しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十六条 指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であつた者は、美術館の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第十二条を第二十二条とする。

第十一条各号列記以外の部分中「第八条」を「第十八条」に、「第九条」を「第十九条」に改め、同条第二号中「第八条」を「第十八条」に、「第九条」を「第十九条」に改め、同条第四号中「第五条」を「第十五条」に改め、同条を第二十一条とする。

第十条を第二十条とし、第六条から第九条までを十条ずつ繰り下げる。

第五条中「第九条」を「第十九条」に改め、同条を第十五条とする。

第四条を第十四条とし、第三条を第十三条とし、第二条の次に次の十条を加える。

（指定管理者による管理）

第三条 美術館の管理は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）

第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

2 議会の議員、知事、副知事並びに法第八十条の五第一項及び第二項に規定する委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）又は委員は、主として美術館の管理を行う指定管理者の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下この項において「役員等」という。）たることができない。ただし、議会の議員以外の者が、県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの

の二分の一以上を出資している指定管理者の役員等になる場合は、この限りでない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 施設等の維持管理及び修繕に関する業務
- 二 前号に掲げるもののほか、美術館の管理に関する業務のうち、教育委員会が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第五条 指定管理者の指定を受けようとするものは、次に掲げる書類を添えて、教育委員会が別に定めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。

- 一 美術館の事業計画書
- 二 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要なものとして別に定める書類

(指定管理者の指定)

第六条 教育委員会は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準によりその申請を審査しなければならない。

- 一 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- 二 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。
- 三 事業計画の内容が、美術館の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。
- 四 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- 五 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。

2 教育委員会は、前項の規定により審査した結果、美術館を最も効果的に管理することができるものと認めたものを、議会の議決を経て指定管理者として指定する。

(選定委員会)

第七条 教育委員会は、前条第一項の審査を適正に行うため、教育委員会の附属機関として、指定管理者の選定に関する委員会（以下この条において「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。

- 一 審査基準及び配点表の作成に関する事項
- 二 指定管理者の指定を受けようとするものから提出される事業計画書等の審査に関する事項
- 三 その他指定管理者の選定を行うに当たつて必要な事項

3 選定委員会は、委員五人以上十人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満としないものとする。ただし、教育委員会がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

4 委員は、美術館の管理に関し優れた識見を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

5 委員の任期は、任命の日から前条第二項の規定により指定管理者を指定する日までとする。

6 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委

員会規則で定める。

(指定等の告示)

第八条 教育委員会は、次に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。

- 一 第六条第二項の規定により指定管理者を指定したとき。
- 二 法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(協定の締結)

第九条 教育委員会は、指定管理者と次に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。

- 一 美術館の管理に関する事項
- 二 次条に規定する事業報告書に関する事項
- 三 法第二百四十四条の二第十一項に規定する指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- 四 管理の業務を行うに当たつて保有する個人情報の保護に関する事項
- 五 県が支払うべき管理費用に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第十条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して二月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

- 一 美術館の管理の業務の実施状況及び利用状況
- 二 第二十二條第一項に規定する観覧料の納付の実績
- 三 美術館の管理の業務に係る経費の収支状況
- 四 前三号に掲げるもののほか、美術館の管理の業務の実態を把握するために必要な事項

(業務状況の聴取等)

第十一条 教育委員会は、美術館の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務又は経理の状況に関し毎年度一回又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(教育委員会による管理)

第十二条 教育委員会は、法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となつた場合において必要があると認めるときは、管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

別表第一中「第十二条」を「第二十二條」に改める。

別表第二中「第十三条」を「第二十三條」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日か

ら施行する。

- 2 この条例による改正後の三重県立美術館条例（以下「新条例」という。）第三条第一項の規定による指定及びそれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

三重県営ライフル射撃場条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第三十二号

三重県営ライフル射撃場条例の一部を改正する条例

三重県営ライフル射撃場条例（昭和五十一年三重県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第十条、第十七条関係）

一 専用利用の場合

区分	金額（円）
一〇メートル射場	三、五六〇
五〇メートル射場	四、四〇〇

備考 金額は、一時間（一時間に満たない時間は、一時間とする。）当たりの額とする。

二 個人利用の場合

区分		金額（円）
一〇メートル射場	児童生徒等	一五〇
	その他の者	三〇〇
五〇メートル射場	児童生徒等	二〇〇
	その他の者	四〇〇

備考 一 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。

イ 小学校就学前の者

ロ 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者

二 金額は、一時間（一時間に満たない時間は、一時間とする。）当たりの額とする。

附 則

- この条例は、平成二十九年十二月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において、三重県営ライフル射撃場条例第二条第一項に規定する指定管理者から同条例第十七条第二項の規定によりこの条例による改正後の三重県営ライフル射撃場条例（以下「改正後の条例」という。）別表に規定する区分により施行日以後の利用料金の承認の申請があつた場合には、知事は、施行日前においても、改正後の条例の規定に基づき利用料金の承認を行うことができる。

三重県立熊野少年自然の家条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第三十三号

三重県立熊野少年自然の家条例等の一部を改正する条例

(三重県立熊野少年自然の家条例の一部改正)

第一条 三重県立熊野少年自然の家条例(昭和五十一年三重県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

別表の二中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

(三重県立鈴鹿青少年センター条例の一部改正)

第二条 三重県立鈴鹿青少年センター条例(昭和六十年三重県条例第五号)の一部を次のように改正する。

別表の二中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

(三重県農業大学校条例の一部改正)

第三条 三重県農業大学校条例(昭和六十一年三重県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号イ中「高等学校」の下に「若しくは中等教育学校」を加える。

(犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例の一部改正)

第四条 犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例(平成十六年三重県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例の一部改正)

第五条 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例(平成十八年三重県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第四号ロ(ハ)中「地域の小学校」の下に「及び義務教育学校」を加える。

(三重県暴力団排除条例の一部改正)

第六条 三重県暴力団排除条例(平成二十二年三重県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「中学校」の下に「、義務教育学校(後期課程に限る。)」を、「高等学校」の下に「、中等教育学校」を加える。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

三重県総合文化センター条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第三十四号

三重県総合文化センター条例の一部を改正する条例

三重県総合文化センター条例（平成六年三重県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「三重県総合文化センター」の下に「（以下「センター」という。）」を加え、同条第二項中「三重県総合文化センター」を「センター」に改める。

第二条中「三重県総合文化センター」を「センター」に改める。

第三条第一項中「三重県立図書館を除く三重県総合文化センター（以下「センター」という。）」を「センター」に改める。

第九条第二号中「第十七条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

第十二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、三重県立図書館の開館時間を変更することができる。

第十二条第三項中「受けて、」の下に「センター（三重県立図書館を除く。）の」を加える。

第十三条中「指定管理者」を「教育委員会」に、「知事又は教育委員会の承認を受けて、これ」を「三重県立図書館の休館日」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事又は教育委員会の承認を受けて、前項に規定するセンター（三重県立図書館を除く。）の休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

第十四条中「センター」を「別表第二に掲げるセンター」に改める。

別表第二中「第十二条」の下に「第十四条」を加える。

別表第三の三の表中

「

四階小研修室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	四、五一〇	五、五二〇	五、五二〇
	その他の場合	二、二五〇	二、七五〇	二、七五〇

を

「

一 四階小研修室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	四、五一〇	五、五二〇	五、五二〇
	その他の場合	二、二五〇	二、七五〇	二、七五〇
二 四階小研修室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	四、一六〇	五、〇八〇	五、〇八〇
	その他の場合	二、〇八〇	二、五四〇	二、五四〇

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九条第二号の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定 公布の日
- 二 別表第三の三の表の改正規定 平成二十九年十月一日

(準備行為)

2 この条例による改正後の三重県総合文化センター条例(以下「改正後の条例」という。)第三条第一項の規定による指定及びそれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

3 附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施行日」という。)前において、三重県総合文化センター条例第三条第一項に規定する指定管理者から同条例第十八条第二項の規定により改正後の条例別表第三の三の表に規定する区分による第二号施行日以後の利用料金の承認の申請があつた場合には、知事は、第二号施行日前においても、改正後の条例の規定に基づき利用料金の承認を行うことができる。

三重県病院事業条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第三十五号

三重県病院事業条例の一部を改正する条例

三重県病院事業条例（昭和四十一年三重県条例第六十号）の一部を次のように改正する。
別表第一三重県立志摩病院（志摩市）の項中「二五〇」を「二三六」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第三十六号

企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年三重県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「の子」の下に「（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が別に定める者を含む。）」を加え、「又は介護休暇」を「介護休暇」に改め、「もの」の下に「（以下この項において「要介護者」という。）」を、「するため、」の下に「管理者が別に定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において」を、「休暇をいう。）」の下に「又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部（二時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

三重県病院事業庁助産師及び看護師修学資金返還免除に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第三十七号

三重県病院事業庁助産師及び看護師修学資金返還免除に関する条例等の一部を改正する条例

(三重県病院事業庁助産師及び看護師修学資金返還免除に関する条例の一部改正)

第一条 三重県病院事業庁助産師及び看護師修学資金返還免除に関する条例(平成十八年三重県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「専攻科」の下に「並びに中等教育学校」を加え、同条第三項中「三重県立草の実りハビリテーションセンター条例(昭和三十九年三重県条例第二十七号)第一条に規定する三重県立草の実りハビリテーションセンター又は三重県立小児心療センターあすなる学園条例(昭和六十年三重県条例第二号)第一条に規定する三重県立小児心療センターあすなる学園」を「三重県立子ども心身発達医療センター条例(平成二十八年三重県条例第四号)第一条に規定する三重県立子ども心身発達医療センター」に改める。

(三重県病院事業庁助産師及び看護師修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 三重県病院事業庁助産師及び看護師修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する条例(平成二十三年三重県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「、三重県立草の実りハビリテーションセンター若しくは三重県立小児心療センターあすなる学園」を「若しくは三重県立子ども心身発達医療センター条例(平成二十八年三重県条例第四号)第一条に規定する三重県立子ども心身発達医療センター」に改める。

附 則

この条例は、三重県立子ども心身発達医療センター条例(平成二十八年三重県条例第四号)の施行の日から施行する。

病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第三十八号

病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十年三重県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「の子」の下に「(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七條の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七條第一項第三号の規定により同法第六條の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が別に定める者を含む。)」を加え、「又は介護休暇」を「介護休暇」に改め、「もの」の下に「(以下この項において「要介護者」という。)」を、「するため、」の下に「管理者が別に定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間(以下この項において「指定期間」という。)内において」を、「休暇をいう。)」の下に「又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において一日の勤務時間の一部(二時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)」を加える。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

三重県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第三十九号

三重県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例

三重県警察の組織に関する条例（昭和四十一年三重県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「五部」を「六部」に、「生活安全部」を「生活安全部
地域部」に改める。

第四条中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号を第四号とする。

第九条を第十条とし、第五条から第八条までを一条ずつ繰り下げ、第四条の次に次の一条を加える。

（地域部の所掌事務）

第五条 地域部においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地域警察に関すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、警らに関すること。

別表中「第八条」を「第九条」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第四十号

三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例

三重県警察職員定員条例（昭和三十二年三重県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「一、七八四人」を「一、七九三人」に、「九三二人」を「九三八人」に、「三、〇六四人」を「三、〇七九人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

三重県防災会議に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第四十一号

三重県防災会議に関する条例の一部を改正する条例

三重県防災会議に関する条例（昭和三十七年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「五十五名」を「六十五名」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

三重県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例を廃止する等の条例をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第四十二号

三重県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例を廃止する等の条例

(三重県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例の廃止)

第一条 三重県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例（平成二年三重県条例第五号）は、廃止する。

(三重県発電用施設周辺地域振興基金条例の一部改正)

第二条 三重県発電用施設周辺地域振興基金条例（平成二年三重県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十一条第一項第十五号」を「第五十一条第一項第八号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月三日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第四十三号

三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「（第三十五条）」の下に「及び第五十九条第一項」を加える。

第六条第三項第三号中「次条第一項及び第四十八条第一項において」を「以下」に改める。

第五十九条第一項第一号中「指導員又は」を「児童指導員、」に改め、「保育士」の下に「又は学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（第四項及び第六十六条第一項において「障害福祉サービス経験者」という。）」を加え、同条第四項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改める。

第六十六条第一項第一号中「指導員又は」を「児童指導員、」に改め、「保育士」の下に「又は障害福祉サービス経験者」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧条例」という。）第五十九条に規定する指定放課後等デイサービス事業者については、この条例による改正後の三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第五十九条の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第六十六条に規定する基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者については、新条例第六十六条の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

知事等の給与の特例に関する条例をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第四十四号

知事等の給与の特例に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、県の厳しい財政状況を考慮し、平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間において、知事、副知事、教育長、常勤の監査委員、公営企業管理者及び職員の給与を減額するための特例を定めることを目的とする。

(知事の給料の額の特例)

第二条 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間(以下「特例期間」という。)においては、知事の給料の額は、知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例(昭和三十五年三重県条例第五十三号)第一条の規定にかかわらず、同条の知事の月額から、その百分の二十に相当する額を減じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算定についての給料月額は、同条の規定による額とする。

(副知事の給料の額の特例)

第三条 特例期間においては、副知事の給料の額は、知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例第一条の規定にかかわらず、同条の副知事の月額から、その百分の十五に相当する額を減じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算定についての給料月額は、同条の規定による額とする。

(教育長の給料の額の特例)

第四条 特例期間においては、教育長の給料の額は、三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例(平成十三年三重県条例第六号)第二条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる月額から、その百分の十に相当する額を減じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算定についての給料月額は、同条の規定により定められる額とする。

(常勤の監査委員の給料の額の特例)

第五条 特例期間においては、常勤の監査委員の給料の額は、識見を有する者のうちから選任された監査委員の給与及び旅費条例(昭和三十二年三重県条例第十九号)第一条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる月額から、その百分の十に相当する額を減じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算定についての給料月額は、同条の規定により定められる額とする。

(公営企業管理者の給料の額の特例)

第六条 特例期間においては、公営企業管理者の給料の額は、公営企業管理者の給与及び旅費条例(昭和三十九年三重県条例第五十九号)第一条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる月額から、その百分の十に相当する額を減じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算定についての給料月額は、同条の規定により定められる額とする。

(職員の給料の月額及び勤勉手当の特例)

第七条 特例期間においては、職員（職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号。以下「職員の給与条例」という。）第二条に規定する職員、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号。以下「公立学校職員の給与条例」という。）第二条第一項に規定する職員、企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年三重県条例第六十二号。以下「企業庁企業職員の給与条例」という。）第一条に規定する職員、病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十年三重県条例第五十号。以下「病院事業庁企業職員の給与条例」という。）第一条に規定する職員、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年三重県条例第一号）第一条に規定する現業職員及び県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年三重県条例第二号）第一条に規定する現業職員をいう。以下同じ。）の給料の月額は、職員の給与条例、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十七年三重県条例第六号）附則第四項から第六項まで、公立学校職員の給与条例、公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十七年三重県条例第二十八号）附則第三項から第五項まで、企業庁企業職員の給与条例、病院事業庁企業職員の給与条例、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第一号。次条において「職員勤務時間条例」という。）第十六条第三項、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号。次条において「公立学校職員勤務時間条例」という。）第十六条第三項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年三重県条例第一号。以下「外国派遣条例」という。）第四条第一項、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年三重県条例第六十六号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第四条、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和二十六年三重県条例第三十六号。次条において「職員懲戒条例」という。）第四条並びに職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号。以下「育児休業条例」という。）第十七条から第十九条まで、第二十三条から第二十五条まで及び第二十九条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該額の当該各号に定める割合に相当する額（当該相当する額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

一 職員の給与条例第六条の二に規定する特定職員 百分の十

二 職員の給与条例第二十一条第二項に規定する特定管理職員（次号及び第四号において「特定管理職員」という。）であつて、職員の給与条例第六条第一項第一号の行政職給料表（以下この号、第四号及び第五号において「行政職給料表」という。）の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの並びに行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の程度等がこれに相当するもの 百分の三・七

三 特定管理職員のうち前号に掲げる職員以外の職員 百分の三・三

四 職員の給与条例第十七条第一項、公立学校職員の給与条例第二十一条の二第一項、企業庁企業職員の給与条例第十条及び病院事業庁企業職員の給与条例第十四条の規定により管理職手当を支給される職員（特定管理職員を除く。次号において「管理監督職員」という。）であつて、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が六

級及び七級であるもの、公立学校職員の給与条例第九条第一項第一号の高等学校等教育職給料表（次号において「高等学校等教育職給料表」という。）の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるもの、同項第二号の中学校・小学校教育職給料表（次号において「中学校・小学校教育職給料表」という。）の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるもの並びにこれらの給料表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の程度等がこれに相当するもの 百分の二・八

五 管理監督職員であつて、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が五級であるもの、高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が三級であるもの、中学校・小学校教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が三級であるもの及びこれらの給料表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の程度等がこれに相当するもの 百分の二・三

2 平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間における職員の勤勉手当に係る規定の適用については、職員の給与条例第二十二條第二項第一号中「百分の八十五（特定管理職員にあつては、百分の百五）」とあるのは「百分の八十・七五（特定管理職員にあつては、百分の百・七五）」と、職員の給与条例附則第二十二項中「百分の一・二七五（特定管理職員にあつては、百分の一・五七五）」とあるのは「百分の一・二一一二五（特定管理職員にあつては、百分の一・五一一二五）」と、「百分の八十五（特定管理職員にあつては、百分の百五）」とあるのは「百分の八十・七五（特定管理職員にあつては、百分の百・七五）」と、公立学校職員の給与条例第二十四條第二項第一号中「百分の八十五」とあるのは「百分の八十・七五」と、公立学校職員の給与条例附則第十五項中「百分の一・二七五」とあるのは「百分の一・二一一二五」と、「百分の八十五」とあるのは「百分の八十・七五」とする。

（任期付職員等の給料の月額及び期末手当の特例）

第八條 特例期間においては、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年三重県条例第六十一号。以下「任期付職員条例」という。）第四条に規定する特定任期付職員（以下この条において「特定任期付職員」という。）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年三重県条例第七十二号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条に規定する第一号任期付研究員（以下この条において「第一号任期付研究員」という。）の給料の月額は、任期付職員条例、任期付研究員条例、職員勤務時間条例第十六條第三項、公立学校職員勤務時間条例第十六條第三項、外国派遣条例第四条第一項、公益的法人等派遣条例第四条、職員懲戒条例第四条並びに育児休業条例第二十条、第二十一条及び第二十九条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該額の当該各号に定める割合に相当する額（当該相当する額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

一 その号給が六号給及び七号給である特定任期付職員、任期付職員条例第四条第三項の規定による給料月額を支給される特定任期付職員、その号給が六号給である第一号任期付研究員並びに任期付研究員条例第五条第四項の規定による給料月額を支給される第一号任期付研究員 百分の三・七

二 その号給が五号給である特定任期付職員並びにその号給が四号給及び五号給であ

る第一号任期付研究員 百分の三・三

三 その号給が四号給である特定任期付職員及びその号給が三号給である第一号任期付研究員 百分の二・八

- 2 平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間における特定任期付職員及び第一号任期付研究員の期末手当に係る規定の適用については、任期付職員条例第五条第二項及び第三項並びに任期付研究員条例第六条第三項中「百分の百六十二・五」とあるのは「百五十八・二五」とする。

(適用除外)

第九条 前二条の規定は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員には適用しない。

第十条 職員の給与条例に規定する給料の調整額及び手当、公立学校職員の給与条例に規定する給料の調整額、教職調整額及び手当、企業庁企業職員の給与条例に規定する手当、病院事業庁企業職員の給与条例に規定する給料の調整額及び手当、任期付職員条例第四条第四項に規定する特定任期付職員業績手当、任期付研究員条例第五条第五項に規定する任期付研究員業績手当、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和四十一年三重県条例第二十九号）に規定する特殊勤務手当、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）に規定する退職手当並びに公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）に規定する退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額については、第七条及び第八条の規定は、適用しない。

附 則

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 副知事等の給与の臨時特例に関する条例（平成二十五年三重県条例第六十一号）は、廃止する。

三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第四十五号

三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

三重県政務活動費の交付に関する条例（平成十三年三重県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の前の見出し中「政務調査費」を「政務調査費等」に改める。

附則に次の一項を加える。

- 7 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に交付する会派に係る政務活動費の額は、第四条第一項の規定にかかわらず、一月当たり、八万四千円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
